

第2回 国道24号 烏丸通
歩行者・自転車通行安全協議会

烏丸通(国管理・市管理含む)の現況

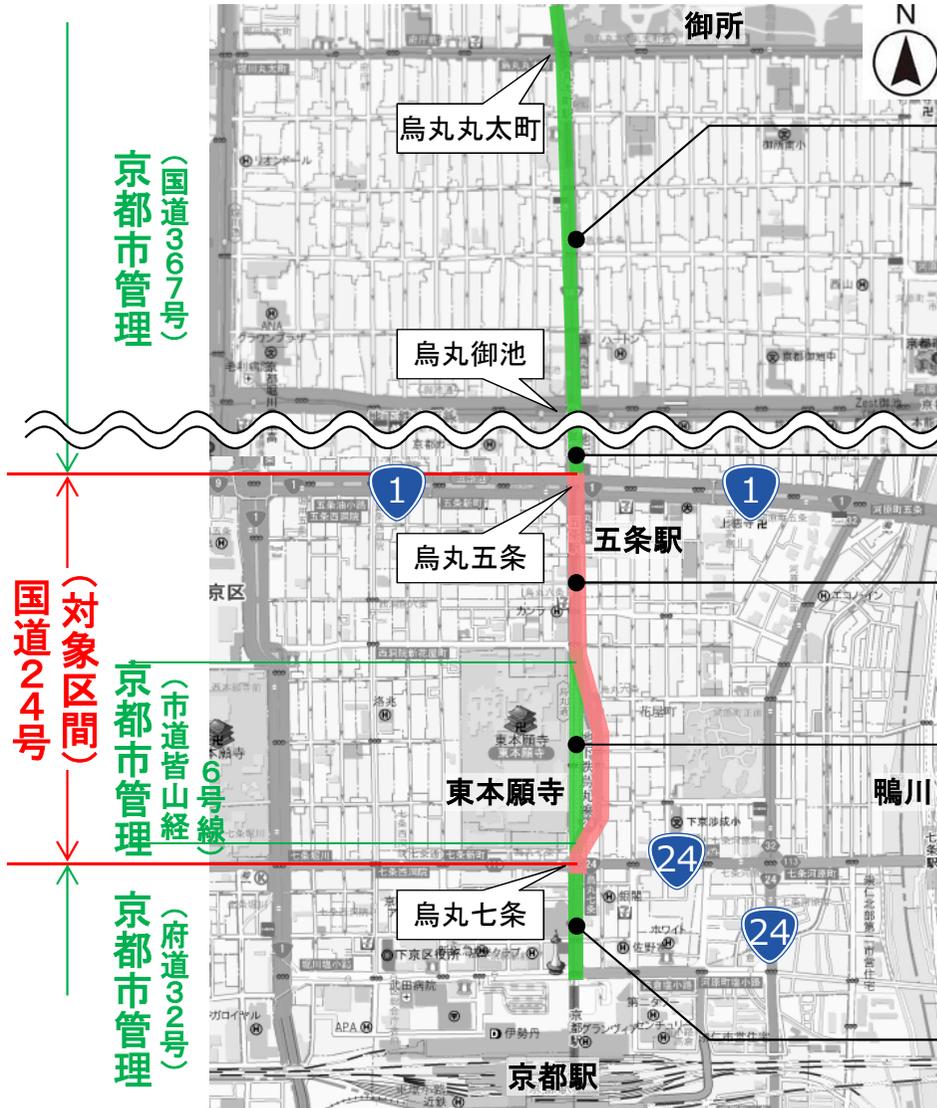
平成30年7月

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所

烏丸通(国管理、市管理)の現況

《国管理区間と市管理区間の範囲》

- 本協議会の対象区間である国道24号(烏丸五条～烏丸七条)の前後は、京都市管理の区間となる。
- また、東本願寺前は、京都市管理の道路となり、主に東本願寺の観光利用がなされている。



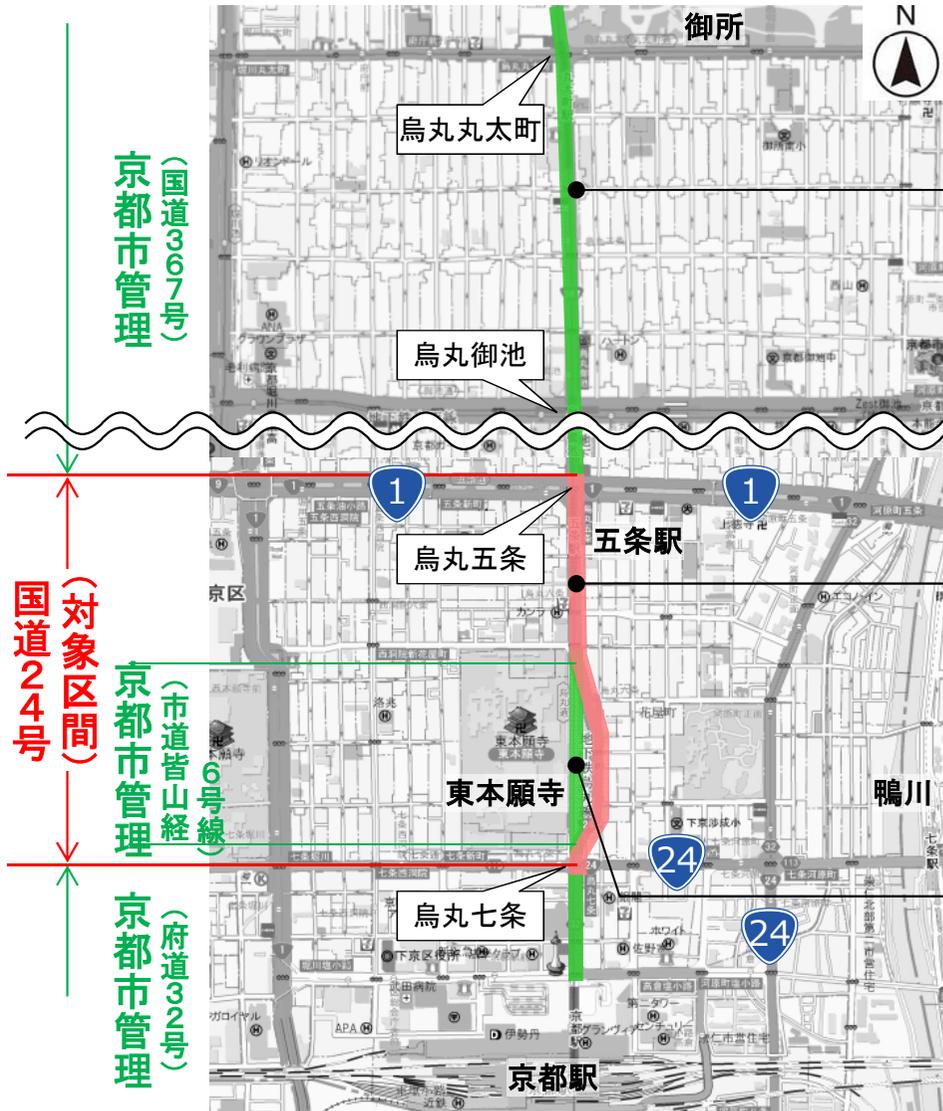
烏丸通(国道24号および前後市管理区間)



烏丸通(国管理、市管理)の現況

《自転車利用者の現在の通行ルール(単路部)》

- 自転車は、車道左側端の左側通行が原則であるが、歩道を通行することも可能(歩行者優先)。
- 丸太町通～御池通間において、通行位置(車道左側端)を明示するカラー化整備がされている。



烏丸通(国道24号および前後市管理区間)



丸太町通～御池通の間

- ・丸太町通～御池通間においては、**自転車通行位置(車道左側端)**がわかりやすいよう、路肩の**カラー化整備**が行われている



- ・**車道左側端の左側通行が原則**。
- ・ただし、「普通自転車歩道通行可」の規制があるため、**歩道を通行することも可能**。歩道では、**歩行者優先**であり、自転車は**双方方向に通行**できるが、**歩道中央から車道寄りの部分を徐行**しなければならない。
(前後の京都市管理区間も同様)



- ・(交通規制上は自転車歩行者道であるが)東本願寺前の市道では、「**自転車通行空間**」として使用されている。

烏丸通(国管理、市管理)の現況

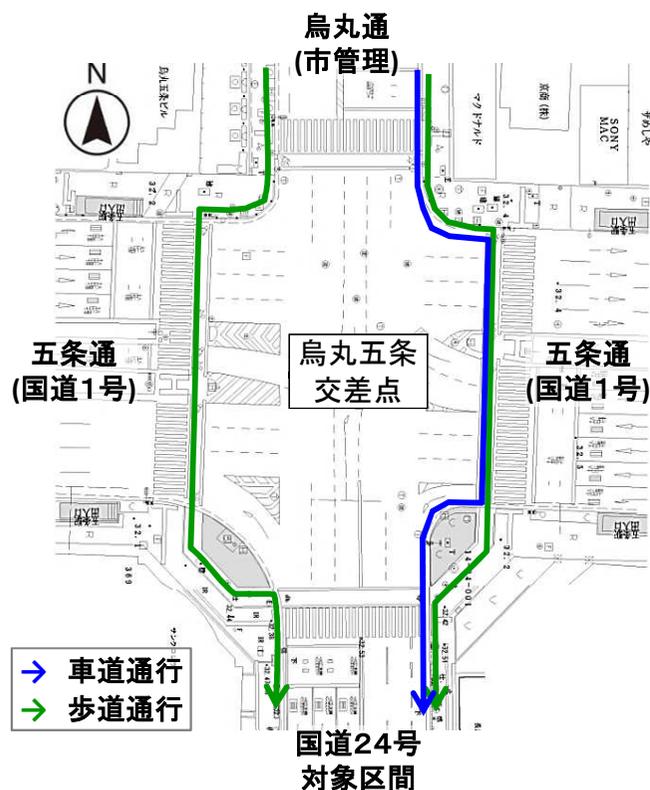
《自転車利用者の現在の通行ルール(交差点部)》

- 交差点においては、「自転車横断帯」を通行する必要がある。
(歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害する恐れのあるときは、横断してはならない)
- 右折時には、2段階右折する必要がある。

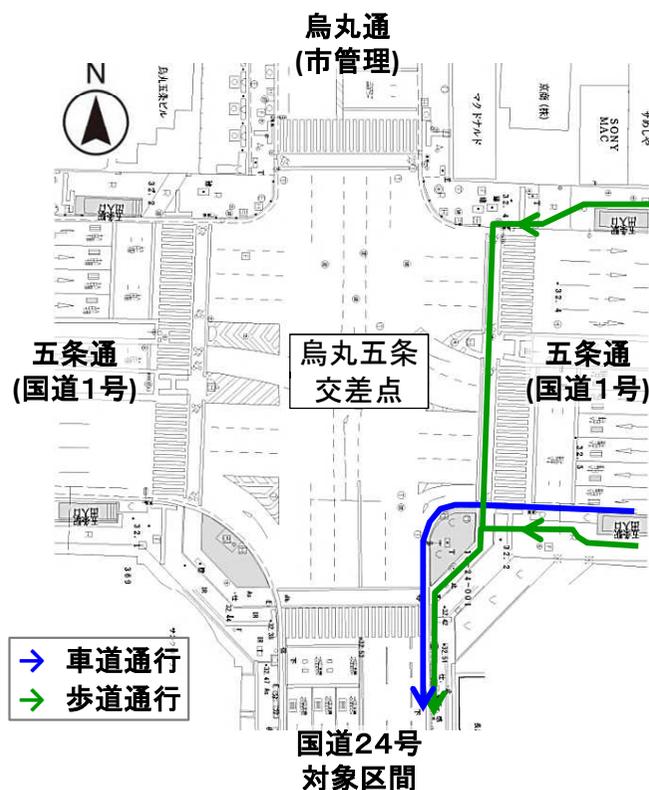
※五条通(国道1号)の単路部においては、「自転車道」が整備され、現在、自転車の双方向通行が可能。
※なお、五条通(国道1号)の烏丸五条交差点周辺においては、「普通自転車歩道通行可」の規制がある歩道ため、自転車は、歩道の通行も可能。



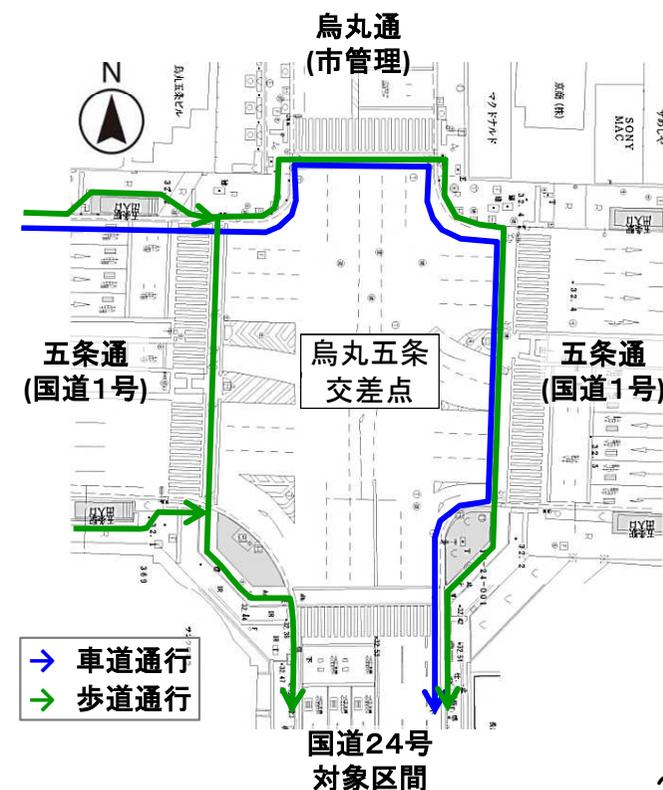
① 交差点を直進する場合 (対象区間に進む場合)



② 交差点を左折する場合 (対象区間に進む場合)

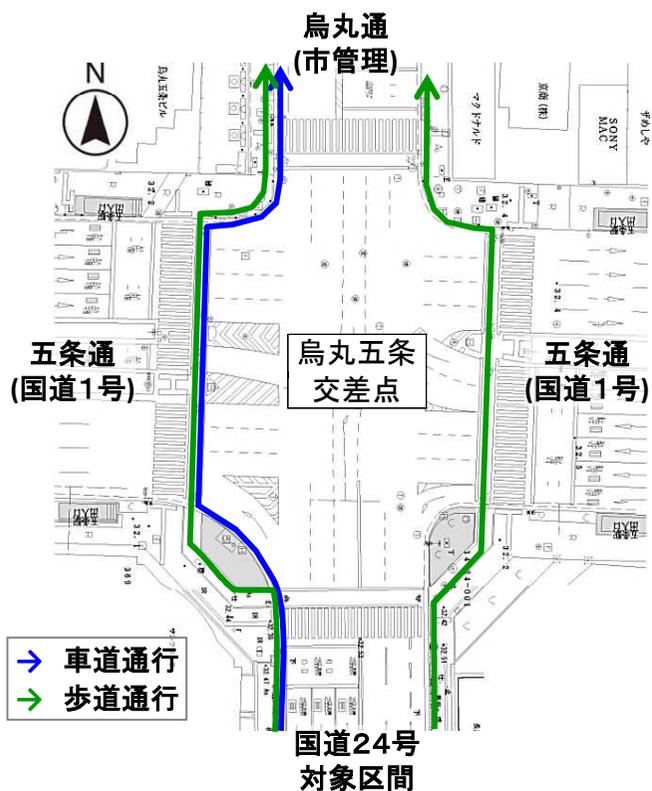


③ 交差点を右折する場合 (対象区間に進む場合)

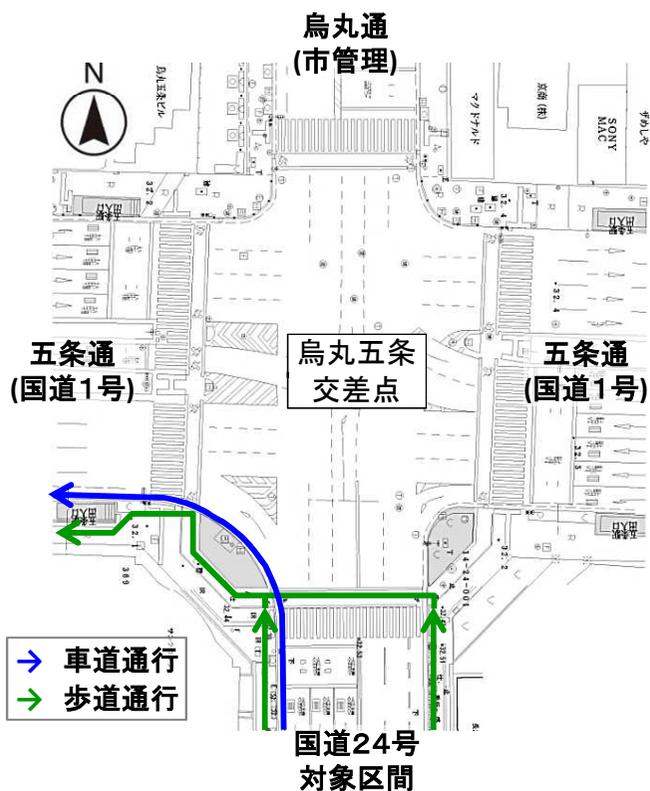


烏丸通(国管理、市管理)の現況

① 交差点を直進する場合
(対象区間から出る場合)



② 交差点を左折する場合
(対象区間から出る場合)



③ 交差点を右折する場合
(対象区間から出る場合)

